

条 例 議 案 の 概 要

—平成24年6月定例会—

目 次

議案第 65 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	1
議案第 66 号	盛岡市下水道条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	10
議案第 67 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	17
議案第 79 号	専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	23
議案第 80 号	専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市市税条例の一部を改正する条例)	24

議案第 65 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、年金所得者の申告手続を簡素化するほか、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例及び住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を設けようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の市・県民税申告書の提出を不要とする。

イ 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その敷地に係る譲渡期限を災害があった日から7年（現行3年）を経過する日の属する年の12月31日まで延長する。

ウ 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、その所有する住宅が居住の用に供することができなくなった被災者が住宅の再取得等をした場合の住宅ローン控除の借入限度額及び控除率を次のとおりとする。

【現行】

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
H23年	4,000万円	10年間	1.0%
H24年	3,000万円		
H25年	2,000万円		

【改正後】

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
H23年	4,000万円	10年間	1.2%
H24年	4,000万円		
H25年	3,000万円		

なお、居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった居住者が住宅の再取得又は増改築等をした場合には、当該滅失等をした住宅に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除と当該再取得又は増改築等をした住宅に係る住宅借入金等を有する場合の特別控除を重複して適用できるものとし、その年における税額控除額はそれぞれの特例による税額控除額の合計額とする。

(2) 国民健康保険税関係

居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その敷地に係る譲渡期限を災害があった日から7年（現行3年）を経過する日の属する年の12月31日まで延長する。

3 施行期日

- (1) 2-(1)-ア 平成26年1月1日
- (2) 2-(1)-イ, ウ及び2-(2) 公布の日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 第1条から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。), 小規模企業共済等掛金控除額, 生命保険料控除額, 地震保険料控除額, 勤労学生控除額, 配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 第1条から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。), 小規模企業共済等掛金控除額, 生命保険料控除額, 地震保険料控除額, 寡婦(寡夫)控除額, 勤労学生控除額, 配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除, 法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除, 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>第38条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第35条まで 略</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第36条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</p> <p>3 第1項前段の場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額</p>	<p>2 略</p> <p>第38条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第33条まで 略</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第36条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</p> <p>3 第1項前段の場合において、第36条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この条において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第36条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額</p>

改正後	改正前
<p>が生じた年」とする。</p> <p>5 第1項の規定は、平成23年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p> <p><u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る個人の市民税に関する特例）</u></p> <p><u>第36条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第22条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第22条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第23条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の</u></p>	<p>が生じた年」とする。</p> <p>5 第1項の規定は、平成23年度分の第38条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</p>

改正後

3第1項」と、附則第24条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第22条、附則第22条の2、附則第23条又は附則第24条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第37条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法

第

13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税

改正前

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第37条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者

等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第

13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税

改正後	改正前
<p>特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p>	<p>特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p>
<p>2. 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</p>	
<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>	<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>
<p>第38条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第38条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p>	<p>(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p>
<p>(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p>	<p>(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p>
<p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p>	<p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p>
<p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p>	<p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p>

改正後	改正前
<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。</p>	<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。</p>
<p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p>	<p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p>
<p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>	<p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>
<p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る保険税に関する特例）</p>	
<p>第39条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第26条（附則第27条において準用する場合を含む。）の規定の適</p>	

改正後	改正前
<p>用については、附則第26条中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>	
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則（平成24年条例第 号）</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第38条第1項ただし書の改正規定及び次項の規定は、平成26年1月1日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の盛岡市市税条例第38条第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	
<p>3 改正後の盛岡市市税条例附則第37条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	

条例議案の概要（平成24年6月定例会） 正誤表

区分	盛岡市市税条例の一部を改正する条例（8ページ 改正後の欄 下から3行目）
正	（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る保険税に関する特例） 第40条
誤	（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る保険税に関する特例） 第39条

議案第 66 号

盛岡市下水道条例及び盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 盛岡市下水道条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

外国人登録法（昭和27年法律第 125号）の廃止に伴う規定の整備をしようとするものである。

(2) 改正の内容

上下水道事業管理者による排水設備等の工事店の指定を受けようとする者が指定の申請を行う際に添付を要する書類から外国人登録済証明書を除く。

(3) 施行期日

平成24年 7 月 9 日

2 盛岡市手数料条例の一部改正

(1) 改正の趣旨

外国人登録法の廃止に伴う規定の整備をしようとするものである。

(2) 改正の内容

外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書の交付に係る手数料を廃止する。

(3) 施行期日

平成24年 7 月 9 日

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>第7条の3から第5章まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成24年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成24年7月9日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>い。</p> <p>第7条の3から第5章まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

【第2条】盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 平成24年6月 日条例第 号</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。 （趣旨）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる手数料は、無料とする。 （1） 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの （2） 国若しくは地方公共団体又はこれらの職員が職務上必要とするもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく事務に係るものを除く。） （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたもの</p> <p>第4条 計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあつては、同法第158条第4項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。</p>	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。 （趣旨）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる手数料は、無料とする。 （1） 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの （2） 国若しくは地方公共団体又はこれらの職員が職務上必要とするもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく事務に係るものを除く。） （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたもの</p> <p>第4条 計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき指定定期検査機関に定期検査を行わせる場合にあつては、同法第158条第4項の規定に基づき別表64の項に規定する手数料を当該指定定期検査機関の収入として徴収させることができる。</p>

改正後	改正前																		
<p>(徴収時期)</p> <p>第5条 手数料は、申請等の際又は当該申請等に係る書類の交付の際に徴収する。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p> <p>(手数料の不還付)</p> <p>第7条 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成24年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成24年7月9日から施行する。</p>	<p>(徴収時期)</p> <p>第5条 手数料は、申請等の際又は当該申請等に係る書類の交付の際に徴収する。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p> <p>(手数料の不還付)</p> <p>第7条 既納の手数料は、還付しない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。</p> <p>附 則 略</p>																		
別表（第2条，第4条関係）	別表（第2条，第4条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 962 449 1052">手数料を徴収する事務</th> <th data-bbox="449 962 729 1052">名称</th> <th data-bbox="729 962 1050 1052">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="172 1052 1050 1099">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1099 449 1411">45 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時</td> <td data-bbox="449 1099 729 1411">臨時運行許可申請手数料</td> <td data-bbox="729 1099 1050 1411">1両につき750円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	(中略)			45 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時	臨時運行許可申請手数料	1両につき750円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1152 962 1428 1052">手数料を徴収する事務</th> <th data-bbox="1428 962 1709 1052">名称</th> <th data-bbox="1709 962 2043 1052">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1152 1052 2043 1099">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1152 1099 1428 1411">45 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時</td> <td data-bbox="1428 1099 1709 1411">臨時運行許可申請手数料</td> <td data-bbox="1709 1099 2043 1411">1両につき750円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	(中略)			45 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時	臨時運行許可申請手数料	1両につき750円
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
(中略)																			
45 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時	臨時運行許可申請手数料	1両につき750円																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
(中略)																			
45 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく臨時	臨時運行許可申請手数料	1両につき750円																	

改正後			改正前		
運行の許可の申請 に対する審査			運行の許可の申請 に対する審査		
			45の2 外国人登録 法(昭和27年法律第 125号)第4条の3 第2項から第5項 までの規定に基づ く登録原票の写し 又は登録原票記載 事項証明書の交付	登録原票の写し等交 付手数料	1通につき300円
46 租税特別措置法 (昭和32年法律第 26号)第28条の4第 3項第5号イ若し くは第7号イ若し くは第63条第3項 第5号イ若しくは 第7号イ若しくは 第68条の69第3項 第5号イ若しくは 第7号イ又は第31 条の2第2項第14 号ハ若しくは第62 条の3第4項第14 号ハに規定する宅 地の造成が優良な 宅地の供給に寄与 するものであるこ	優良宅地造成認定申 請手数料	(1) 申請に係る造成宅 地の面積が1,000平方 メートル未満の場合 8万6,000円 (2) 申請に係る造成宅 地の面積が1,000平方 メートル以上3,000平 方メートル未満の場合 13万円 (3) 申請に係る造成宅 地の面積が3,000平方 メートル以上6,000平 方メートル未満の場合 19万円 (4) 申請に係る造成宅 地の面積が6,000平方 メートル以上1万平方 メートル未満の場合	46 租税特別措置法 (昭和32年法律第 26号)第28条の4第 3項第5号イ若し くは第7号イ若し くは第63条第3項 第5号イ若しくは 第7号イ若しくは 第68条の69第3項 第5号イ若しくは 第7号イ又は第31 条の2第2項第14 号ハ若しくは第62 条の3第4項第14 号ハに規定する宅 地の造成が優良な 宅地の供給に寄与 するものであるこ	優良宅地造成認定申 請手数料	(1) 申請に係る造成宅 地の面積が1,000平方 メートル未満の場合 8万6,000円 (2) 申請に係る造成宅 地の面積が1,000平方 メートル以上3,000平 方メートル未満の場合 13万円 (3) 申請に係る造成宅 地の面積が3,000平方 メートル以上6,000平 方メートル未満の場合 19万円 (4) 申請に係る造成宅 地の面積が6,000平方 メートル以上1万平方 メートル未満の場合

改正後			改正前		
とについての認定 の申請に対する審 査		26万円	とについての認定 の申請に対する審 査		26万円
		(5) 申請に係る造成宅 地の面積が1万平方メ ートル以上3万平方メ ートル未満の場合 39 万円			(5) 申請に係る造成宅 地の面積が1万平方メ ートル以上3万平方メ ートル未満の場合 39 万円
		(6) 申請に係る造成宅 地の面積が3万平方メ ートル以上6万平方メ ートル未満の場合 51 万円			(6) 申請に係る造成宅 地の面積が3万平方メ ートル以上6万平方メ ートル未満の場合 51 万円
		(7) 申請に係る造成宅 地の面積が6万平方メ ートル以上10万平方メ ートル未満の場合 66 万円			(7) 申請に係る造成宅 地の面積が6万平方メ ートル以上10万平方メ ートル未満の場合 66 万円
		(8) 申請に係る造成宅 地の面積が10万平方メ ートル以上の場合 87 万円			(8) 申請に係る造成宅 地の面積が10万平方メ ートル以上の場合 87 万円
(後略)			(後略)		

議案第 67 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正及び外国人登録法（昭和27年法律第 125号）の廃止に伴い、住民票に記載されている外国人住民の通称又は氏名の片仮名表記で表された印鑑の登録について定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する中長期在留者，特別永住者，一時庇護許可者若しくは仮滞在許可者又は出生による経過滞在者若しくは国籍喪失による経過滞在者をいう。以下同じ。）は、住民票に記載されている通称，通称の一部又は通称の一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けることができることとする。
- (2) 非漢字圏の外国人住民は、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記，片仮名表記の一部又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けることができることとする。
- (3) 外国人登録法に規定する外国人登録証明書及び外国人登録原票に関する規定を削る。

3 施行期日

平成24年7月9日

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号</p>	<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(登録を受けることができる者)</p>	<p>(登録を受けることができる者)</p>
<p>第2条 市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により住民票に記載されている者() 15歳未満の者又は後見開始の審判を受けている者を除く。)は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p>	<p>第2条 市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民票に記載されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により外国人登録原票に登録されている者(これらの者で、15歳未満のもの又は後見開始の審判を受けているものを除く。)は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>(登録申請の確認)</p>	<p>(登録申請の確認)</p>
<p>第4条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p>	<p>第4条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p>
<p>2 前項の確認は、申請者に市長が適当と認める書類を提示させるとともに、印鑑の登録の申請の事実について書面により郵送で照会し、当該書面送付後1月以内にその回答書及び市長が適当と認める書類を申請者又はその代理人に持参させることによつてしなければならない。</p>	<p>2 前項の確認は、申請者に市長が適当と認める書類を提示させるとともに、印鑑の登録の申請の事実について書面により郵送で照会し、当該書面送付後1月以内にその回答書及び市長が適当と認める書類を申請者又はその代理人に持参させることによつてしなければならない。</p>
<p>3 前条第1項ただし書の規定に基づき代理人が申請したとき又は前項の回答書及び市長が適当と認める書類を持参した者が申請者の代理人であるときは、市長は、当該代理人の身元を証する書面の提示を求めることができる。</p>	<p>3 前条第1項ただし書の規定に基づき代理人が申請したとき又は前項の回答書及び市長が適当と認める書類を持参した者が申請者の代理人であるときは、市長は、当該代理人の身元を証する書面の提示を求めることができる。</p>
<p>4 市長は、第2項の規定にかかわらず、申請者が自ら印鑑の登録の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を受ける</p>	<p>4 市長は、第2項の規定にかかわらず、申請者が自ら印鑑の登録の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を受ける</p>

改正後	改正前
<p>ことにより第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 旅券、運転免許証、<u>在留カード、特別永住者証明書</u>その他官公署の発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等又は官公署（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他市長の定める法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書で、本人の写真をはり付けたもの</p> <p>(2) 市において既に印鑑の登録を受けている者（未成年者及び被保佐人を除く。）により申請者が本人に相違ないことを保証された書面及び市長が適当と認める書類</p>	<p>ことにより第1項の確認をすることができる。</p> <p>(1) 旅券、運転免許証、<u>外国人登録証明書</u>その他官公署の発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等又は官公署（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他市長の定める法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書で、本人の写真をはり付けたもの</p> <p>(2) 市において既に印鑑の登録を受けている者（未成年者及び被保佐人を除く。）により申請者が本人に相違ないことを保証された書面及び市長が適当と認める書類</p>
<p>5 前3項の場合において、市長は、口頭により第1項の確認及び申請者の代理人の確認に必要な質問を行うことができる。</p>	<p>5 前3項の場合において、市長は、口頭により第1項の確認及び申請者の代理人の確認に必要な質問を行うことができる。</p>
<p>(登録)</p>	<p>(登録)</p>
<p>第5条 市長は、印鑑の登録の申請について前条第1項の確認をしたときは、当該印鑑の登録をしなければならない。</p>	<p>第5条 市長は、印鑑の登録の申請について前条第1項の確認をしたときは、当該印鑑の登録をしなければならない。</p>
<p>2 印鑑の登録は、印鑑登録票に申請者に係る次に掲げる事項を記載して行う。</p>	<p>2 印鑑の登録は、印鑑登録票に申請者に係る次に掲げる事項を記載して行う。</p>
<p>(1) 印影</p> <p>(2) 登録番号</p> <p>(3) 登録年月日</p> <p>(4) 氏名（<u>外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）</u>にあつては、住民票に記載されている通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）及び住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記（以下「片仮名表記」という。）を含む。）</p>	<p>(1) 印影</p> <p>(2) 登録番号</p> <p>(3) 登録年月日</p> <p>(4) 氏名</p>
<p>(5) 生年月日</p>	<p>(5) 生年月日</p>
<p>(6) 性別</p>	<p>(6) 性別</p>

改正後	改正前
<p>(7) 住所</p> <p>3 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登載した印鑑登録票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。</p> <p>（登録の制限）</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民票に記載されている氏名、氏、名又は氏及び名の一部を組み合わせたもので表されていない印鑑（外国人住民にあつては、通称、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は片仮名表記、片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑を除く。）であるとき。</p> <p>(2) 職業その他規則で定める事項を併せて表している印鑑であるとき。</p> <p>(3) 印影の大きさが、一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらない印鑑又は一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まる印鑑であるとき。</p> <p>(4) ゴム印その他印影の変化しやすい印鑑であるとき。</p> <p>(5) 印面に縁がない印鑑であるとき。</p> <p>(6) 印面が著しくき損し、若しくは磨滅している印鑑又は印面がき損し、磨滅し、若しくは湾曲しているため、印影の照合が困難と認められる印鑑であるとき。</p> <p>(7) 前各号に規定する場合のほか、市長が不相当と認めたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により印鑑の登録をすることができないときは、その理由を申請者又はその代理人に告げなければならない。</p> <p>第7条から第10条まで 略</p> <p>（印鑑登録票登載事項の職権修正）</p> <p>第11条 市長は、住民票に記載された登録者の住所、氏名、通称、片仮名表記、生年月日又は性別を修正するときは、併せてその者の印鑑登録票の登載事項についても職権で修正しなければなら</p>	<p>(7) 住所</p> <p>3 前項第2号から第7号までに掲げる事項を登載した印鑑登録票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。</p> <p>（登録の制限）</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民票に記載されている氏名、氏、名若しくは氏及び名の一部を組み合わせたもので表されていない印鑑（名については、漢字、平仮名又は片仮名に換えられているものを除く。）又は外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名をその文字で表していない印鑑であるとき。</p> <p>(2) 職業その他規則で定める事項を併せて表している印鑑であるとき。</p> <p>(3) 印影の大きさが、一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらない印鑑又は一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まる印鑑であるとき。</p> <p>(4) ゴム印その他印影の変化しやすい印鑑であるとき。</p> <p>(5) 印面に縁がない印鑑であるとき。</p> <p>(6) 印面が著しくき損し、若しくは磨滅している印鑑又は印面がき損し、磨滅し、若しくは湾曲しているため、印影の照合が困難と認められる印鑑であるとき。</p> <p>(7) 前各号に規定する場合のほか、市長が不相当と認めたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により印鑑の登録をすることができないときは、その理由を申請者又はその代理人に告げなければならない。</p> <p>第7条から第10条まで 略</p> <p>（印鑑登録票登載事項の職権修正）</p> <p>第11条 市長は、住民票又は外国人登録原票に記載又は登録された登録者の住所、氏名、生年月日又は性別を修正するときは、併せてその者の印鑑登録票の登載事項についても職権で修正しなければなら</p>

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>(登録の消除)</p> <p>第12条 市長は、第9条第1項の申請があつたときは、当該印鑑の登録を消除しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事実を知つた場合は、職権で印鑑の登録を消除しなければならない。</p> <p>(1) 登録者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたこと。</p> <p>(2) 登録者が市外に転出したこと。</p> <p>(3) 外国人住民である登録者が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと(日本の国籍を取得した場合を除く。)</p> <p>(4) 登録を受けている印鑑が、登録者の婚姻、縁組その他の理由により、第6条第1項第1号に該当するものとなつたこと。</p> <p>(5) 登録者が後見開始の審判を受けたこと。</p> <p>(6) 登録者が職権により住民票から消除されたこと。</p> <p>以下 略</p> <p>附 則(平成24年条例第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の盛岡市印鑑条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る印鑑の登録について適用し、この条例の施行の際現に改正前の盛岡市印鑑条例(以下「旧条例」という。)の規定によりされている申請に係る印鑑の登録については、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日において旧条例第6条第1項第1号の規定により名を漢字、平仮名又は片仮名に換えたもので表された印鑑の登録を受けている者が施行日以後に新条例第10条の規定による申請と同時に同一の印鑑の登録を受けよ</p>	<p>ない。</p> <p>(登録の消除)</p> <p>第12条 市長は、第9条第1項の申請があつたときは、当該印鑑の登録を消除しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事実を知つた場合は、職権で印鑑の登録を消除しなければならない。</p> <p>(1) 登録者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたこと。</p> <p>(2) 登録者が市外に転出したこと。</p> <p>(3) 登録を受けている印鑑が、登録者の婚姻、縁組その他の理由により、第6条第1項第1号に該当するものとなつたこと。</p> <p>(4) 登録者が後見開始の審判を受けたこと。</p> <p>(5) 登録者が職権により住民票又は外国人登録原票から消除されたこと。</p> <p>以下 略</p>

改正後

改正前

うとする場合は、新条例第6条第1項第1号の規定にかかわらず、引き続き名を漢字、平仮名又は片仮名に換えたもので表されている印鑑の登録を受けることができる。

4 施行日前に旧条例の規定により登録を受けた印鑑は、新条例の相当規定によって登録を受けたものとみなす。

(職権による登載事項の修正等)

5 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて施行日においてもなお当該印鑑の登録を受けることができる者に係る氏名等の印鑑登録票の登載事項について、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条の規定による外国人住民に係る住民票の作成に伴う変更が生じたときは、市長は、施行日において職権で当該事項を修正するものとする。

6 施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人又は登録の申請をしている外国人であつて、施行日において新条例第12条第2項第3号に該当することにより当該印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録又は登録の申請については、市長は、施行日において職権で消除し、又は受理しないものとする。この場合において、市長は、当該登録を消除された者又は当該申請を受理されなかった者にその旨を通知するものとする。

議案第 79 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

1 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第 287号）及び地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成17年政令第83号）の改正に伴い、通算退職年金及び通算遺族年金の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

通算退職年金及び通算遺族年金については、全国消費者物価指数の変動をもとに額を改定している。平成22年の年平均の全国消費者物価指数に対して平成23年の年平均の全国消費者物価指数が 0.3%下回ることとなったことに伴い、平成24年 4 月以降における地方公務員等共済組合法の年金の額が 0.3%引き下げられたことから、通算退職年金及び通算遺族年金の額の減額改定を行う。

3 施行期日

平成24年 4 月 1 日

議案第 80 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

第 180回通常国会において、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が可決、成立したことに伴い、盛岡市市税条例の一部を次の内容で改正したものである。

2 改正の内容

(1) 固定資産税に係る負担調整措置について、原則として、現行の仕組みを 3 年延長する。

【現行 平成21年度～平成23年度】→【改正後 平成24年度～平成26年度】

ア 住宅用地に係る課税標準の特例措置（小規模住宅用地 6 分の 1，一般住宅用地 3 分の 1）を 3 年延長する。【現行 平成21年度～平成23年度】→【改正後 平成24年度～平成26年度】ただし、不公平是正の観点から住宅用地に係る課税標準の据置特例措置を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止する。経過的な措置として、平成25年度までは、負担水準 90%以上（現行80%以上）の住宅用地については据置く。

イ 商業地等に係る現行の据置特例措置及び負担調整措置を 3 年延長する。

【現行 平成21年度～平成23年度】→【改正後 平成24年度～平成26年度】

ウ 農地に係る負担調整措置について現行の仕組みを 3 年延長する。

【現行 平成21年度～平成23年度】→【改正後 平成24年度～平成26年度】

エ 都市計画税に係る負担調整措置について、固定資産税の改正に伴う所要の改正を実施する。

(2) 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）による下水道除害施設に係る市税条例で定める特例割合を設ける。

ア 対象

盛岡市下水道条例で定める下水道除害施設（事業用償却資産）で、平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までに取得したもの

イ 特例割合

償却資産評価額の 4 分の 3（現行地方税法の特例割合）

(3) 図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団法人又は財団法人（特例民法法人から移行した一定の法人）に係る非課税措置に伴う申告手続を定める。

ア 対象法人 次の要件をすべて満たすもの

(ア) 法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人

- (イ) 賦課期日の属する事業年度の前事業年度に遊休財産額が一定の基準を満たすもの
 - (ウ) 賦課期日の属する事業年度の前事業年度において年間収入額 5,000万以下
- イ 申告に必要な書類

- (ア) 対象法人に該当することを明らかにする書類
- (イ) 非課税適用を受けようとする土地・家屋・償却資産の内容を記載した書類
- (ウ) 図書館、博物館、幼稚園を設置した年月日を記載した書類
- (エ) 図書館、博物館、幼稚園の用に供し始めた時期を記載した書類

3 施行期日 平成24年4月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>
<p>盛岡市市税条例</p>	<p>盛岡市市税条例</p>
<p>目次から第45条の18まで 略</p>	<p>目次から第45条の18まで 略</p>
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p>
<p>第46条 略</p>	<p>第46条 略</p>
<p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の11で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>
<p>第46条の2から附則第7条まで 略</p>	<p>第46条の2から附則第7条まで 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(読替規定)</p>	<p>(読替規定)</p>
<p>第7条の2 略</p>	<p>第7条の2 略</p>
<p>(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)</p>	
<p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。</p>	
<p>(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3</p>	<p>第7条の4 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3</p>

改正後	改正前
<p>月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所，氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等，居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 	<p>月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 施行令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所，氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第29項に規定する補助金等，居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかつた理由 (熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
<p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかつた理由 	<p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称 (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には，3月以内に提出することができなかつた理由

改正後	改正前
<p>(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>	<p>(土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>
<p>第8条 次条から附則第13条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p>	<p>第8条 次条から附則第13条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p>
<p>(1) 農地 法附則第17条第1号 (2) 宅地等 法附則第17条第2号 (3) 住宅用地 法附則第17条第3号 (4) 商業地等 法附則第17条第4号 (5) 負担水準 法附則第17条第8号イ (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第11条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)</p>	<p>(1) 農地 法附則第17条第1号 (2) 宅地等 法附則第17条第2号 (3) 住宅用地 法附則第17条第3号 (4) 商業地等 法附則第17条第4号 (5) 負担水準 法附則第17条第8号イ (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第7項 (附則第11条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第7項)</p>
<p>(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項 (平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)</p>	<p>(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項 (平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)</p>
<p>第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であつて、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地であつて、平成23年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>(宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>
<p>第9条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>第9条 宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける 商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける 商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額</p>

改正後

が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第

改正前

が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第

改正後

1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第10条 平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

改正前

1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第10条 平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

改正後	改正前
<p>第12条から第14条の2まで 略 (特別土地保有税の課税の特例)</p>	<p>第12条から第14条の2まで 略 (特別土地保有税の課税の特例)</p>
<p>第15条 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第8条第2号に規定する宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の8第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>第15条 附則第9条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等(附則第8条第2号に規定する宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の8第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>
<p>3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の5第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。</p>	<p>3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の5第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。</p>
<p>4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。 (1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地</p>	<p>4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。 (1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地</p>

改正後	改正前
をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額	をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額
(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率(土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、更に1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額)	(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率(土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、更に1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額)
5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。	5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。
第15条の2 略 (読替規定)	第15条の2 略 (読替規定)
第15条の3 法附則第15条第1項、第18項、第19項、第21項、第23項、第25項、第26項、第28項若しくは第36項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)	第15条の3 法附則第15条第1項、第22項、第23項、第25項、第27項、第29項、第30項 若しくは第32項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第28項」とあるのは、「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。 (土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)
第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、次条及び附則第17条の2第3項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、 、附則第17条の2第1項、第3項及び第4項の「商業地等」とは	第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、次条 の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第7項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第17条の2第1項及び第3項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に、附則第17条の2第1項、第4項及び第5項の「商業地等」とは

改正後	改正前
<p>法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項及び第4項並びに附則第18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>	<p>法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項から第5項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第2項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>
<p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>(宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>第17条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>第17条 宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>第17条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業</p>	<p>第17条の2 前条の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業</p>

改正後	改正前
<p>地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>2 前条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>2 前条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。</p>
<p>3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固</p>

改正後	改正前
<p>定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>
<p>第17条の3 平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 （農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>第17条の3 平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 （農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p>第18条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計</p>	<p>第18条 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計</p>

改正後

画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第19条から第34条まで 略

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第35条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第49条の3の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

2 第49条の3の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第49条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

第35条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

改正前

画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第19条から第34条まで 略

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第35条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第49条の3の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

2 第49条の3の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第49条の3中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
<p>ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在，地番，地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在，種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園，図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類</p> <p>(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育，図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類</p> <p>(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園，図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては，第1号から前号までに掲げるもののほか，当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</p>	
<p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)</p> <p>第37条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については，附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と，「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と，附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項</p>	<p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)</p> <p>第37条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については，附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と，「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と，附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項</p>

改正後

改正前

の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附 則 略

附 則 略

附 則 (平成24年条例第22号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の2の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 改正前の盛岡市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第9条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第	前項	附則第9条第1項
--------	----	----------

改正後

改正前

9条第2項	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第9条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第9条第1項

4 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第13条	又は前条	若しくは前条又は盛岡市市税条例の一部を改正する条例（平成24年条例第22号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の盛岡市市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第9条第2項若しくは第4項
	又は第11条の規定	若しくは第11条又は平成24年改正条例附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される

改正後

改正前

		平成24年改正前の条例附則第9条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第9条第2項若しくは第4項

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第17条の2第1項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第3項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第17条の2第1項	前条	附則第17条
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第17条の2第3項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	前条	附則第17条

改正後

改正前

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条	及び附則第17条の2第3項	及び附則第17条の2第3項並びに平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第17条の2第3項
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第17条の2第1項及び第3項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
	及び第4項並びに附則第18条	及び第4項並びに附則第18条並びに平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第17条の2第3項

条 例 議 案 の 概 要

—平成24年6月定例会—

(追加議案)

目 次

議案第 82 号 盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について 1

議案第 82 号

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

好摩体育館の改築に伴い、使用料を改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

好摩体育館のアリーナ及び柔道場の使用料を次のとおりとする。

(1) 貸切使用の場合の使用料

区分				1 時間まで ごとに	1 日までご とに
アリーナ	料金を徴 収しない 場合	アマチュア競技 に使用する場合	一般	840円	5,360円
			高等学校生徒以下の者	420円	2,680円
		その他の催しに使用する場合		1,040円	6,720円
	料金を徴 収する場 合	アマチュア競技 に使用する場合	一般	2,080円	13,440円
			高等学校生徒以下の者	1,040円	6,720円
		その他の催しに 使用する場合		営利を目的としない場合	4,200円
		営利を目的とする場合	8,400円	53,760円	
柔道 場	アマチュア競技に使用する 場合		一般	160円	1,020円
			高等学校生徒以下の者	80円	510円
	その他の催しに使用する場合		240円	1,530円	

※ アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。

※ 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。

(2) アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあつては100円、高等学校生徒以下の者にあつては50円

3 施行期日

平成24年7月24日

4 施設の概要

- (1) 延床面積 1,389.31㎡ (アリーナ 924㎡, ステージ 72.9㎡, 柔道場 116.64㎡, 器具庫 46.5㎡, 控え室 16.78㎡ほか)
- (2) 建物構造 鉄骨造平屋建
- (3) 施設内容 アリーナ, ステージ, 柔道場, シャワー室ほか

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 盛岡市体育館条例 第1条から第20条まで 略 附 則 略 附 則							○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 盛岡市体育館条例 第1条から第20条まで 略 附 則 略						
1 この条例は、平成24年7月24日から施行する。													
2 改正後の盛岡市体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。													
別表（第8条関係） （1）盛岡体育館 ア 貸切使用の場合の使用料							別表（第8条関係） （1）盛岡体育館 ア 貸切使用の場合の使用料						
区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)			土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)			区分	土曜日及び休日 (1時間までごとに)			土曜日及び休日以外の日 (1時間までごとに)		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
アリーナ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円	2,500円	3,000円	アリーナ	2,500円	3,500円	4,000円	2,000円	2,500円	3,000円
控室	100円			100円			控室	100円			100円		
研修室	500円			500円			研修室	500円			500円		
体力測定室	500円			500円			体力測定室	500円			500円		
備考 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同							備考 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同						

改正後

法に規定する休日を除く。)をいう。

- 2 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 3 アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 4 機械又は器具を設置して電気を使用する場合(第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。)の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- 5 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める暖房設備の使用料の額を加算した額とする。

イ 一般使用の場合の使用料

区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
アリーナ(1人1回につき)	400円	300円	200円
トレーニンググループ	普通使用(1回につき)	300円	200円
	回数使用(6回につき)	2,000円	1,500円

(2) 盛岡市都南体育館, 盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館

区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
貸切使用 盛岡市都南体 アリーナ	800円	400円	400円

改正前

法に規定する休日を除く。)をいう。

- 2 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 3 アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 4 機械又は器具を設置して電気を使用する場合(第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。)の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- 5 12月1日から翌年の3月31日までの期間にアリーナを使用する場合においては、使用時間1時間までごとに500円を暖房料として徴収する。

イ 一般使用の場合の使用料

区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
アリーナ(1人1回につき)	400円	300円	200円
トレーニンググループ	普通使用(1回につき)	300円	200円
	回数使用(6回につき)	2,000円	1,500円

(2) 盛岡市都南体育館, 盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館

区分	一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
貸切使用 盛岡市都南体 アリーナ	800円	400円	400円

改正後

(1時間までごとに)	育館	会議室	200円	100円	100円
	盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館	アリーナ	600円	300円	300円
	一般使用(1人1回につき)		100円	50円	20円

備考

- 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 貸切使用の場合において、照明設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。

(3) 盛岡市好摩体育館

ア 貸切使用の場合の使用料

区分			1時間までごとに	1日までごとに
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア一般	840円	5,360円
		競技に使用する場合 高等学校生徒以下の者	420円	2,680円
	その他の催しに使用する場合		1,040円	6,720円
	料金を徴収する場合	アマチュア一般	2,080円	13,440円
競技に使用する場合 高等学校生徒以下の者		1,040円	6,720円	
その他の催しに使用する場合		4,200円	26,880円	
		営利を目的とする場合	8,400円	53,760円

改正前

(1時間までごとに)	育館	会議室	200円	100円	100円
	盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館	アリーナ	600円	300円	300円
	一般使用(1人1回につき)		100円	50円	20円

備考

- 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 貸切使用の場合において、照明設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。

(3) 盛岡市好摩体育館

区分			1時間までごとに	1日までごとに
料金を徴収しない場合	アマチュア	一般	420円	2,680円
		競技に使用する場合 高等学校生徒以下の者	210円	1,340円
	その他の催しに使用する場合		520円	3,360円
料金を徴収する場合	アマチュア	一般	1,040円	6,720円
		競技に使用する場合 高等学校生徒以下の者	520円	3,360円
	その他の催しに使用する場合	営利を目的とする場合	2,100円	13,440円
		営利を目的とする場合	4,200円	26,880円

改正後				
柔道場	アマチュア競技 に使用する場合	一般	160円	1,020円
		高等学校生徒以 下の者	80円	510円
	その他の催しに使用する場合		240円	1,530円

改正前				

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
 - 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
 - アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
 - 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。
- イ アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- 照明を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、一般にあっては420円、高等学校生徒以下の者にあっては210円を照明料として徴収する。
- アリーナの暖房を使用する場合は、使用時間1時間までごとに、一般にあっては1,040円、高等学校生徒以下の者にあっては520円を暖房料として徴収する。